

ぐんま次世代映像クリエイターコンペ
Gunma Next Generation Filmmaker Competition 2025
募集要項

第 1.1 版 2025 年 7 月 15 日

改訂履歴

	発行日	該当箇所	新	旧
第 1.0 版	2025 年 7 月 14 日	-	-	-
第 1.1 版	2025 年 7 月 15 日	P4：映像企画シート説明部分	・自由フォーマットで以下の要件を守った企画書類を作成してください。作成した映像企画シートは、専用申込フォームにアップロードをしてください。	・公式サイトに掲載されているフォーマットを元に、作品の企画書類を作成してください。作成した映像企画シートは、専用申込フォームにアップロードをしてください

- 本事業は、群馬県を撮影地または舞台とした「ショートフィルム」のコンペティションです。
- クリエイターの感性や技術を駆使した表現によって、ストーリー性のあるショートフィルムを制作してください。
- 本コンペティションでは、一般公募により応募のあったクリエイターの中から、企画審査により 10 組のクリエイターを選定します。その後、選定された 10 組に対して制作資金 100 万円（税込）を支援し、ショートフィルムを制作していただきます。最終的に、制作された 10 作品を審査し、大賞 1 作品を選定いたします。
- 制作はチーム・個人いずれでも可能ですが、応募は代表者がディレクター個人として行ってください。企画審査により 10 組に選定された場合には、当該応募者がショートフィルムの制作プロジェクトのリーダーとして、責任を持って作品を完成させてください。

1. コンペティション概要

群馬県を撮影地または舞台とした「ショートフィルム」のコンペティションです。ショートフィルムは、以下を満たすものとします（詳細は「4（2）作品仕様」を参照）。

- （1） ストーリーのある、約 10 分（※1）のショートフィルム（※2）であること。
- （2） 群馬県の魅力をエッセンス（※3）として取り入れ、群馬県内で撮影を行うこと。
- （3） テーマ設定は自由。

※1：目安時間を 10 分とする。最低 3 分、最大 20 分に収めること。

※2：キャラクターが登場し、ストーリーがあるもの。

※3：群馬県の魅力の解釈と作品の反映の仕方は自由。単純な群馬県の観光 PR 映像としな

いこと。また、撮影は全て群馬県内で行うこと。

2. コンペティション対象者

対象者は以下の要件を全て満たす者とします。

- 18歳以上、性別や居住地、国籍、社会人・学生は不問とする。
- 将来的に、第一線で活躍できるようなクオリティの高い映像制作を行う意欲があること。
- ディレクターの役割を担うこと。応募はディレクター個人としての応募^(※4)とする。
- 応募時点で、ディレクターとして商業映画^(※5)を制作したことがないこと。

※4：作品制作に必要な各スタッフや役者等は応募者自身が手配し、作品を作り上げること。

※5：商業映画とは、第三者の資本で制作され、劇場または映画配信サービス等で、映画配給会社から配給された映画のこと。ディレクター以外（例えば制作部など）の立場での商業映画の制作経験は問わない。携わった商業映画が、特別な事情により劇場等で公開されなかった経験がある者は、「制作したことがない」に該当する。

なお、自身が対象者であるか不明な応募希望者は、要問い合わせ。

3. 企画審査

（1）審査について

- 企画審査は、応募者のショートフィルムの「企画」を審査し、作品審査に進む10組のクリエイターを選定する審査です。
- 企画審査は、一次審査として応募期間にて申し込まれた企画を書類採点・審査し、30組（予定）を選定します。
- その後、二次審査として、一次審査で選ばれたクリエイターに対してオンライン面談を実施し、二次審査に進む15組を選定します。
- 最後に、三次審査として、対面による面談を実施し、作品審査に進む10組を選定します。
- 審査経過や審査内容については如何なる理由があっても公開いたしませんのでご了承ください。
- 審査は主に、以下の観点から行います。各項目の採点の内訳は非公開とします。

① 独創性

- 作品の視点や狙いがオリジナリティに溢れているか。

② ストーリー性

- 作品を通して構成が成立しているか。ex.起承転結など

- ③ 計画性・制作体制
 - 作品を完成させ、納品できる計画がなされているか。必要十分な制作体制などが確保されているか。
 - ④ 群馬の魅力・活用
 - 群馬県の特徴を理解し、企画や構成に落とし込まれているか。ロケーションの選定が秀逸か。ソリューションの活用に意欲的か。
 - ⑤ コミュニケーション
 - 応募書類がわかりやすく、円滑なコミュニケーションや制作進行を期待できるか。
 - ⑥ 向上意欲・本コンペティションに対する想い
 - プロ・アマチュア問わず、本コンペティションの作品制作を通して成長する意欲があるか。その意欲が伝わる応募書類であるか。
 - ⑦ 実績
 - クオリティの高い映像制作をできる実績を持っているか
 - 審査は以下の日程で実施を行います。
 - ① 一次審査：応募提出
 - 2025 年 7 月 14 日（月）～2025 年 8 月 12 日（火）（正午 12:00 締切）
 - ② 二次審査：オンライン面談
 - 2025 年 8 月 19 日（火）～2025 年 8 月 22 日（金）
 - 上記期間の中で、フォームによる予約制の日程調整を行います
 - 30 分の面談を予定しています
 - ③ 三次審査：対面面談
 - 2025 年 8 月 27 日（水）～2025 年 8 月 30 日（土）
 - 三次審査は、東京都（港区）または群馬県（前橋市）における対面面談を予定します。
 - 4 日間のいずれかの日程における参加を必須とします。
 - ※ 一次審査（応募提出）の通過をしても、二次審査（オンライン面談）、三次審査（対面面談）の両方に参加できない場合には、審査に不合格となります。あらかじめ参加予定をお願いいたします。
 - また、三次審査を通過し、作品審査に進む 10 組の方は、キックオフ交流会に参加をいただきます（参加必須）。あらかじめ参加予定をお願いいたします。
 - キックオフ交流会（群馬県前橋市予定）：2025 年 9 月 6 日（土）午後
- （2）応募について
- 企画審査の応募は無料です。
 - 応募は 1 名 1 作品までとします。
 - 応募者は、本募集要項を読み、期日内に専用申込フォームから応募してください。

応募があった時点で、本募集要項の内容に同意したものとみなします。

- 応募に必要なシートは以下のとおりです。
 - ① 基本応募シート
 - 申込フォームにある設問を記入することで提出となります。
 - ② 映像企画シート
 - 自由フォーマットで以下の要件を守った作品の企画書類を作成してください。作成した映像企画シートは、専用申込フォームにアップロードをしてください。
 - 映像企画シートは A4 サイズ縦向き・上限 10 枚とします。
 - 映像企画シートには必ずページ番号と各ページ記載内容のタイトルを記載してください。
 - ファイル形式は原則 PDF としてください。
 - ファイルサイズは 10MB 以下としてください。
 - なお、シートには、以下のタイトルを順番通りに必ず記載してください。
 - ✓ 作品のテーマ
 - ✓ 映像の企画、ストーリーライン、簡易構成など
 - ✓ 作品の参考トーン・リファレンス（作品のトーンがわかるもの）
 - ✓ ロケ地（想定する撮影地・モチーフとする場所）
 - ✓ 制作スケジュール
 - ✓ 予算設計
 - ✓ 制作体制（スタッフイメージ）

（３） その他注意事項

- 企画審査に落選した映像企画の著作権は、応募者に帰属します。
- 企画の権利関係者間におけるトラブルについては、事務局および群馬県は一切関知しません。
- 応募書類・企画に関して、第三者の権利の侵害が認められた場合、その他の理由により問題が発生した場合、その責任は全て応募者が負うものとします。
- 募集要項に関する違反、事務局が不正と判断する行為が認められた場合または事務局が不適切と判断した場合は審査対象外とします。なお、企画審査を通過し、作品制作のために選定された 10 組であった場合は、その選定を無効とします。

4. 作品審査・完成作品

（１） 基本概要

- 作品審査は、企画審査を通過した 10 組のクリエイターが制作する、オリジナルの作品を審査します。10 組以外の応募者の作品は審査の対象外となります。

- 企画審査を通過したクリエイターには、制作資金 100 万円(税込)を支援します。100 万円（税込）は、制作開始前に 50 万円(税込)、完成作品の納品後に 50 万円(税込)を分割して支援します。それ以上の金額が制作にかかった場合はクリエイター負担となります。制作資金の内訳等はクリエイターが自由に決定できますが、映像制作に必要なロケーション費、出演費、機材費、交通費など映像制作の充実を図る目的に使用してください。なお、納品後、実行予算書などの提出は必要ありません。
- 企画審査を通過した 10 組は完成作品の納品の辞退はできません。やむを得ない事情が発生した場合、すみやかに事務局に相談してください。
- 撮影にあたり事務局の指示に従わない場合や必要な手順を踏めない場合、また一定期間以上連絡が取れない場合など事務局の判断でリタイアと見なすことがあります。
- 作品制作の途中でリタイアした場合は、理由を問わずその時点で受け取っている制作資金の全額を返金していただきます。
- 企画審査を通過した 10 組は、群馬県が指定する期日(2025 年 1 月末)までに完成作品（①完成作品(本編フルバージョン)、②予告編 30 秒）を納品してください。（詳細は下記（２）作品仕様をご確認ください。）
- 完成作品の権利関係者間におけるトラブルについては、事務局および群馬県では一切関知しません。
- 完成作品に関して、第三者の権利の侵害が認められた場合、またその他の理由により問題が発生した場合、その責任は全て応募者が負うものとします。この場合、既に受け取っている制作資金がある場合には、その全額を返金していただくとともに、受賞作品であった場合は、その賞を無効とし、副賞等も返還するものとします。

（２） 作品仕様

ショートフィルムの仕様は、以下の要件を満たすものとします。

- 重複応募は禁止とする。他のコンテストなどに応募していない、オリジナル作品を制作すること。
- 実写もしくはアニメーション（3DCG/VFX/ストップモーション/イラストレーション）であること。
- 1 作品あたり約 10 分を目安として制作し、3 分以上 20 分以下の時間内に必ず収めること。
- ストーリー性のある作品（複数提出の場合でもひとつのストーリーラインに沿うもの）であること。
- ドキュメンタリー以外のジャンルであること。

- 実写作品の場合、全て群馬県内で撮影したものであること。
- アニメーション作品の場合、全編が群馬県内を舞台としたものであること。
- ファイル形式は Web での配信に適したものであること。フル HD (1920x1080)・24fps の MP4 を基本とする。
- 画面比 16:9 であること。シネスコサイズなどで制作をしたい場合は、レターボックスを入れるなど、クリエイターとしてどのような見せ方をするかご検討ください。
- 音楽 (BGM)、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト等の挿入は任意とする。なお、各素材は配信等において、著作権による制限が生じないものを使用すること。
- 実写とアニメーションを融合した作品の仕様については、作品ごとに群馬県と協議の上決定する。
- 予告編 30 秒は、完成作品のダイジェスト版とすること。予告編制作にあたり必要なテロップなどの入れ込みや演出は認めるが、本編にないシーンの追加は不可とする。

(3) 完成作品の権利・利用事項

- 選ばれた 10 組の完成作品の著作権は作品の制作者が持ち、使用权は作品の制作者と群馬県の双方が持つものとします。
- 作品の制作者は、自己 PR やコンテストなどの応募のためであれば、公開当初から自由に使用できるものとします。
- 群馬県が現状想定している納品物の活用は以下となります。作品の制作者は、企画応募の時点でそれを了承するものとします。

A) 完成作品

- 作品完成披露試写会 (2026 年 2-3 月に群馬県内にて開催予定) にてフルバージョンを公開します。
- その後、制作者への事前連絡の上に群馬県が公開・活用を行えるものとします。群馬県から制作者に連絡を入れた際、2 週間以内に返事がない場合は同意したものとみなします。

B) 予告編 30 秒、完成作品の 1 分以下の抜粋、任意のシーンの抜粋

- コンペティションおよび群馬県、その他群馬県関連団体 (ぐんまフィルムコミッションのほか群馬県内のフィルムコミッション等) の公式ホームページ、公式の動画共有プラットフォームおよび SNS、イベントで、期限を設けずに公開を行います。
- その後、制作者への事前連絡なしに群馬県が公開・活用を行えるものとします。

- また、群馬県としての活動の取り組みの紹介や、コンペティションの PR の目的で、無償で複製、編集、第三者への貸与、上映、翻訳・翻案（含日本語、英語等の字幕挿入）、頒布及び公衆送信（YouTube へのアップロード等）を行えるものとします。
- 完成作品が事務局および後援メディアにより番組制作等で二次利用される可能性があり、その際の著作権は群馬県にあります。

（４） 撮影等について

- 撮影をする前に、企画書や台本・撮影計画等を必ず事務局に提出の上、撮影実施の確認を取ってください。
- 撮影をする際は、必ず安全を確保したうえで撮影を行ってください。
- 許諾撮影をする場合、該当箇所について禁止事項の有無を確認・許諾を得て実施してください。
- 撮影時にルールを遵守しなかったことが判明した場合、事務局の判断でリタイアと見なすことがあります。
- 撮影場所の選定、撮影交渉・許可手続き等は原則クリエイター自身が行うこととしますが、ぐんま FC のバックアップ・撮影支援を受けられます。必要に応じて事務局もクリエイターをサポートします。
- ドローン等の無人航空機を使用した撮影につきましては、禁止エリアの確認など撮影場所の管理者に事前確認したうえで、その指示に従ってください。詳しくは国土交通省のサイトをご確認ください。
- 撮影に際しては肖像権・著作権に配慮するとともに、施設使用料・出演料・謝礼金等の費用が発生する場合は、クリエイターの負担とします。
- 移動に係る交通手段はクリエイターが確保し、交通費も負担してください。

（５） 編集について

- 編集作業（ナレーションやテロップの付加等を含む）においては、完成までに群馬県による内容確認、修正指示の機会を設けてください。
- 作品の冒頭及びエンディングに群馬県が指定する映像を挿入してください。
- エンドクレジットに「特別協力 群馬県/ぐんまフィルムコミッション」と記載してください。協力いただいた施設等へクリエイターが直接エンドクレジットの掲載有無や掲載内容を確認してください。
- ウェブサイトや YouTube 等各種 SNS に掲載するサムネイルを作成してください。

（６） その他

- 作品制作においては、基本的にクリエイターの保有する設備及び機器、ソフトウェアを使用してください。

5. その他注意事項

(1) 法令・権利の遵守

- 制作物（企画書含む）が、以下に該当、もしくは抵触する恐れがあると事務局が判断した場合は審査から除外致します。この場合、制作資金の支援は行わないものとし、その時点で受け取っている制作資金がある場合には、その全額を返金していただきます。
- 公序良俗及び法令等に反するもの。
- 政治目的・宗教勧誘など特定の思想活動の主張・誘導を意図するもの。
- 個人、企業、団体を誹謗・中傷またはプライバシーを侵害するもの。
- 第三者の著作権、肖像権、知的財産権を侵害するもの。
- 第三者が権利を有する音楽・写真・デザイン等、著作物を権利者の同意、許諾等を得ずに使用したもの。なお、必要に応じて事務局から権利者の同意書・許諾など証拠の提出を求めることがある。

(2) 生成 AI の利用

- 応募作品に生成 AI を使用することは可能ですが、生成 AI を動画の編集または加工の手段として使用した場合は、制作時に、利用した生成 AI の名称およびどのように生成 AI を利用したかについて事務局に報告してください。
- 生成 AI の使用にあたっては、各生成 AI ツールの利用規約・ライセンスに従い、著作権や肖像権等、第三者の権利を侵害しないよう十分にご注意ください。
- 応募作品の制作において生成 AI を利用する際は、プロンプト（AI への指示）に特定の作家名や既存の作品名を入力しないでください。また、特定の作家や作品を無断で学習させたカスタム AI モデル（特化型 AI）を使用して制作した作品の応募はご遠慮ください。これは、特定の作風・著作物の模倣を意図した生成が著作権・人格権の侵害や倫理的問題を引き起こす可能性があるためです。
- 万が一、応募作品について第三者からの権利侵害等の申し立てがあった場合、主催者は一切の責任を負いません。